

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	雇用者給与等支給額	1	円	各 連 結 法 人 の 合 計 額 等 の 計 算	比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(4)の合計)	10	円
	基準雇用者給与等支給額 (2)	2			平均給与等支給額 (31の①)	11	
	差 引 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3			比較平均給与等支給額 (31の②)	12	
	比較雇用者給与等支給額 (26)	4			税額控除限度額 (8) × $\frac{10}{100}$ (6 < (10)の場合又は(11) < (12)の場合は0)	13	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (18) × $\frac{(3)}{\text{各連結法人の(3)の合計}}$	5			調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	14	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 等 の 計 算	雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	6		当期税額基準額 (14) × $\frac{10}{100}$ 又は $\frac{20}{100}$	15		
	基準雇用者給与等 支給額の合計額 (各連結法人の(2)の合計)	7		当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16		
	雇用者給与等支給増加額 (6)-(7) (マイナスの場合は0)	8		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「24の②」)	17		
	雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(8)}{(7)}$	9		法人税額の特別控除額 (16)-(17)	18		

基準雇用者給与等支給額の計算

基準連結事業年度又は基準事業年度等	国内雇用者に対する 給与等の支給額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(19)の基準連結事業年度又は基準事業年度等の月数}$	基準雇用者給与等支給額 (20) × (21)
19	20	21	22
平 平	円	円	円

比較雇用者給与等支給額の計算

前連結事業年度又は前事業年度	国内雇用者に対する 給与等の支給額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(23)の前連結事業年度又は前事業年度の月数}$	比較雇用者給与等支給額 (24) × (25)
23	24	25	26
平 平	円	円	円

平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算

	平均給与等支給額の計算		比較平均給与等支給額の計算	
	適用年度		前連結事業年度又は前事業年度	
	①		②	
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	国内雇用者に対する給与等の支給額	27	(1) 円	(24) 円
	同上のうち日々雇い入れられる者に係る金額	28		
	差 引 (27)-(28)	29		
	月別支給対象者の合計数	30	人	人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{\text{各連結法人の(29)の合計}}{\text{各連結法人の(30)の合計}}$		31	円	円

別表六の二（十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の5第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「当期税額基準額¹⁵
 $(14) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$ 」は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（措置法第68条の9第6項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人をいいます。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。
- 3 措置法令第39条の45の5第8項第3号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額2」には、「1（円）」と記載します。
- 4 「基準雇用者給与等支給額²²
 $(20) \times (21)$ 」は、次に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額²²
 $(20) \times (21) \times \frac{70}{100}$ 」として記載します。
 - (1) 措置法第68条の15の5第2項第4号ハに掲げる場合
 - (2) 措置法令第39条の45の5第8項第1号イ又はロに掲げる場合
 - (3) 措置法令第39条の45の5第8項第4号に掲げる場合
- 5 「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額³¹」の「②」には、措置法令第39条の45の5第20項に規定する場合に該当する場合は、「0」と記載します。